

結果の概要

【事業所調査】

1 安全衛生教育に関する事項

雇入れ時教育について、正社員の対象者がいる事業所の割合は78.8%であり、このうち実施している事業所の割合は68.4%[平成27年調査66.1%]となっている。正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の対象者がいる事業所の割合は64.6%であり、このうち実施している事業所の割合は61.3%[同55.8%]となっている。派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育の対象者がいる事業所の割合は11.9%であり、このうち実施している事業所の割合は60.0%[同60.2%]となっている。(第1表)

第1表 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合

		(単位:%)					
区 分	事業所計	正社員					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	78.8	(100.0)	(68.4)	(31.6)	4.1	17.1
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	95.8	(100.0)	(93.5)	(6.5)	-	4.2
500～999人	100.0	94.1	(100.0)	(89.7)	(10.3)	0.0	5.9
300～499人	100.0	92.4	(100.0)	(86.7)	(13.3)	0.0	7.5
100～299人	100.0	92.8	(100.0)	(84.7)	(15.3)	0.0	7.1
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	(81.8)	(18.2)	0.4	13.8
30～49人	100.0	86.1	(100.0)	(68.4)	(31.6)	0.6	13.3
10～29人	100.0	75.2	(100.0)	(64.7)	(35.3)	5.7	19.1
平成27年	100.0	79.1	(100.0)	(66.1)	(33.9)	2.9	18.0
		(単位:%)					
区 分	事業所計	正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	64.6	(100.0)	(61.3)	(38.7)	14.4	21.0
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	87.3	(100.0)	(84.9)	(15.1)	4.1	8.7
500～999人	100.0	85.0	(100.0)	(81.6)	(18.4)	4.3	10.6
300～499人	100.0	90.6	(100.0)	(82.0)	(18.0)	2.8	6.7
100～299人	100.0	83.6	(100.0)	(79.8)	(20.2)	5.7	10.7
50～99人	100.0	76.7	(100.0)	(71.3)	(28.7)	5.9	17.3
30～49人	100.0	71.5	(100.0)	(64.1)	(35.9)	10.8	17.7
10～29人	100.0	59.9	(100.0)	(56.8)	(43.2)	17.0	23.1
平成27年	100.0	62.4	(100.0)	(55.8)	(44.2)	15.7	21.8
		(単位:%)					
区 分	事業所計	派遣労働者					
		雇入れ又は受入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	11.9	(100.0)	(60.0)	(40.0)	84.8	3.3
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	74.6	(100.0)	(73.9)	(26.1)	18.4	7.0
500～999人	100.0	66.4	(100.0)	(71.4)	(28.6)	25.7	7.9
300～499人	100.0	62.3	(100.0)	(68.7)	(31.3)	32.9	4.8
100～299人	100.0	45.5	(100.0)	(71.7)	(28.3)	49.0	5.5
50～99人	100.0	26.0	(100.0)	(68.4)	(31.6)	66.9	7.1
30～49人	100.0	16.8	(100.0)	(53.8)	(46.2)	79.7	3.5
10～29人	100.0	5.9	(100.0)	(50.9)	(49.1)	91.6	2.5
平成27年	100.0	12.3	(100.0)	(60.2)	(39.8)	84.0	3.7

注:1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

2 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は46.5%[平成27年調査47.5%]となっている。

実施内容(複数回答)をみると、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が63.2%と最も多く、次いで「交通事故に関する事項」が56.5%となっている。(第2表、付表1)

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	実施内容(複数回答)										リスクアセスメントを実施していない	不明
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	高所からの墜落・転落に関する事項	交通事故に関する事項	左記以外の事項	不明			
平成28年 (事業所規模)	100.0	46.5	(100.0)	(63.2)	(31.3)	(43.9)	(52.5)	(34.3)	(56.5)	(15.8)	(0.1)	51.2	2.3
1,000人以上	100.0	74.4	(100.0)	(67.9)	(75.2)	(58.2)	(48.7)	(50.4)	(41.0)	(20.0)	(0.4)	25.2	0.4
500～999人	100.0	72.6	(100.0)	(68.7)	(62.8)	(49.9)	(47.4)	(44.2)	(38.5)	(30.5)	(0.2)	27.2	0.2
300～499人	100.0	71.6	(100.0)	(71.0)	(52.6)	(64.6)	(45.8)	(40.7)	(39.7)	(19.2)	(-)	27.8	0.7
100～299人	100.0	67.6	(100.0)	(63.6)	(41.8)	(55.4)	(49.9)	(39.5)	(49.6)	(21.6)	(0.4)	31.4	1.0
50～99人	100.0	61.9	(100.0)	(66.5)	(33.3)	(51.0)	(45.1)	(34.6)	(48.8)	(15.7)	(-)	36.8	1.2
30～49人	100.0	50.3	(100.0)	(62.2)	(31.5)	(48.8)	(55.3)	(35.8)	(58.3)	(14.9)	(0.1)	46.5	3.2
10～29人	100.0	41.9	(100.0)	(62.5)	(28.9)	(39.7)	(53.8)	(33.1)	(58.8)	(15.2)	(0.2)	55.8	2.4
平成27年	100.0	47.5	(100.0)	(59.6)	(27.5)	(39.2)	(49.2)	(37.1)	(55.8)	(18.4)	(0.4)	51.2	1.4

また、リスクアセスメントを実施している事業所のうち、リスクアセスメントの結果を活用した事業所の割合は86.1%となっている。

活用内容(複数回答)をみると、「労働者への教育研修・情報提供」が74.9%と最も多く、次いで「作業又は作業環境の改善」が64.1%となっている。(第3表、付表2)

第3表 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	リスクアセスメントを実施している事業所計 ¹⁾	活用内容(複数回答)							特に活用していない	不明		
		活用した	安全衛生委員会等での調査審議	作業又は作業環境の改善	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等をどのように実施するかを定めた計画の策定と実施	管理監督者への教育研修・情報提供	労働者への教育研修・情報提供	その他				
平成28年 (事業所規模)	[46.5]	100.0	86.1	(100.0)	(31.6)	(64.1)	(19.6)	(30.4)	(74.9)	(3.8)	8.9	5.0
1,000人以上	[74.4]	100.0	96.5	(100.0)	(71.9)	(85.4)	(50.7)	(46.8)	(71.0)	(5.9)	2.7	0.7
500～999人	[72.6]	100.0	95.3	(100.0)	(69.6)	(75.3)	(43.0)	(53.0)	(78.3)	(5.6)	2.9	1.8
300～499人	[71.6]	100.0	98.6	(100.0)	(69.7)	(78.9)	(36.8)	(49.3)	(73.2)	(3.2)	0.3	1.1
100～299人	[67.6]	100.0	96.6	(100.0)	(65.3)	(68.4)	(33.4)	(34.6)	(72.5)	(4.8)	1.6	1.8
50～99人	[61.9]	100.0	91.9	(100.0)	(58.7)	(69.5)	(26.2)	(32.4)	(73.7)	(3.3)	5.2	2.8
30～49人	[50.3]	100.0	86.4	(100.0)	(29.9)	(66.5)	(19.5)	(29.0)	(75.8)	(5.2)	8.1	5.5
10～29人	[41.9]	100.0	83.4	(100.0)	(20.7)	(61.3)	(15.8)	(29.1)	(75.2)	(3.4)	10.8	5.8

注:1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施している事業所」の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由（複数回答）をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が57.3%と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が26.2%となっている（第4表、付表3）。

第4表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

（単位：%）

区 分	実施していない理由（複数回答）								
	リスクアセスメントを実施していない事業所計 1)	十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	労働災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため	危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	その他	不明	
平成28年	[51.2]	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4
（事業所規模）									
1,000人以上	[25.2]	100.0	6.6	2.8	3.4	2.3	82.1	15.8	1.0
500～999人	[27.2]	100.0	14.4	7.3	4.2	4.9	68.3	18.2	2.3
300～499人	[27.8]	100.0	10.3	5.6	3.4	10.2	71.3	10.9	2.7
100～299人	[31.4]	100.0	21.3	14.0	12.6	6.6	61.4	12.2	4.8
50～99人	[36.8]	100.0	21.2	17.3	10.6	13.1	65.7	8.2	3.3
30～49人	[46.5]	100.0	27.7	21.3	16.8	11.7	57.1	11.3	4.8
10～29人	[55.8]	100.0	26.7	22.4	17.9	11.6	56.4	13.2	4.4
平成27年	[51.2]	100.0	22.3	17.2	18.5	11.3	60.9	11.4	4.6

注：1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

3 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間（平成27年11月1日から平成28年10月31日までの期間。以下同じ。）にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者（受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。）の割合は0.4%〔平成27年調査0.4%〕、退職した労働者の割合は0.2%〔同0.2%〕となっている。

産業別にみると、連続1か月以上休業した労働者は「情報通信業」が1.2%と最も高く、退職した労働者は「医療、福祉」が0.4%と最も高くなっている。（第5表）

第5表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

（単位：%）

区 分	連続1か月以上休業した労働者	退職した労働者
平成28年	0.4	0.2
（事業所規模）		
1,000人以上	0.7	0.1
500～999人	0.6	0.1
300～499人	0.6	0.2
100～299人	0.4	0.1
50～99人	0.4	0.2
30～49人	0.2	0.1
10～29人	0.2	0.3
（産業）		
農業、林業（林業に限る。）	0.2	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.2
建設業	0.3	0.1
製造業	0.4	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.1
情報通信業	1.2	0.3
運輸業、郵便業	0.3	0.1
卸売業、小売業	0.3	0.1
金融業、保険業	1.0	0.3
不動産業、物品賃貸業	0.4	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	0.5	0.2
宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	0.1	0.2
教育、学習支援業	0.3	0.2
医療、福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.6	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	0.3	0.2
平成27年	0.4	0.2

注：受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 56.6%[平成 27 年調査 59.7%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.3%[同 22.4%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 38.2%[同 42.0%]、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が 35.5%[同 44.4%]となっている。(第 6 表、第 1 図、第 2 図、付表 4)

第 6 表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

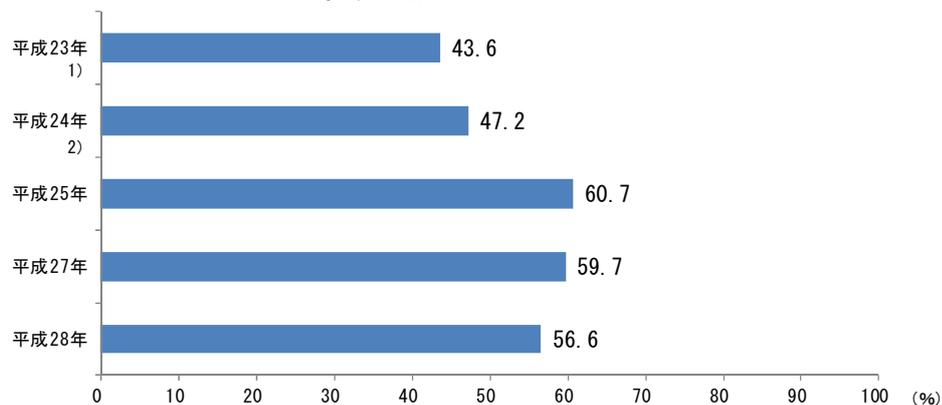
区分	事業所計	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	メンタルヘルス対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	56.6	41.5	2.0
1,000人以上	100.0	100.0	-	-
500～999人	100.0	99.8	0.2	-
300～499人	100.0	99.2	0.3	0.4
100～299人	100.0	96.1	3.1	0.8
50～99人	100.0	85.2	14.7	0.2
30～49人	100.0	62.5	35.3	2.2
10～29人	100.0	48.3	49.4	2.3
平成27年	100.0	59.7	39.7	0.6

(単位:%)

区分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	取組内容(複数回答)																
		メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策の計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の分析を含む)	職場環境等の評価及び改善(ストレスの分析を含む)	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム)の策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター(地域窓口)を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	その他
平成28年 (事業所規模)	[56.6]	100.0	26.9	16.3	25.8	38.2	29.2	11.6	26.6	31.2	62.3	17.9	35.5	4.0	2.8	12.3	15.1	7.5
1,000人以上	[100.0]	100.0	77.3	61.7	66.4	81.7	77.0	64.9	66.1	55.2	95.7	78.2	85.1	5.2	7.6	30.8	40.2	5.2
500～999人	[99.8]	100.0	68.1	42.9	60.7	68.1	63.7	44.0	56.7	41.3	93.4	56.4	72.0	3.5	7.0	19.7	30.1	2.7
300～499人	[99.2]	100.0	67.0	35.3	57.2	63.0	59.9	39.9	58.7	45.4	96.5	51.1	65.4	3.0	4.8	18.9	23.7	1.1
100～299人	[96.1]	100.0	55.6	24.6	48.0	47.7	41.1	20.9	46.0	30.8	91.0	30.1	45.5	3.1	3.5	16.1	18.5	1.3
50～99人	[85.2]	100.0	49.1	22.0	39.8	42.0	31.9	16.4	37.0	34.8	83.9	18.3	39.3	2.1	3.7	17.3	16.0	2.6
30～49人	[62.5]	100.0	22.6	11.6	22.5	37.8	27.5	10.6	22.7	31.5	52.8	15.2	31.1	5.4	1.1	11.8	16.7	7.0
10～29人	[48.3]	100.0	17.5	14.2	19.4	35.1	26.2	8.3	21.4	29.8	54.8	15.4	33.2	4.1	2.8	10.4	13.6	9.8
平成27年	[59.7]	100.0	22.2	13.6	21.0	42.0	38.6	9.4	14.6	28.4	22.4	17.9	44.4	3.8	2.1	8.0	15.1	6.0

注:1) []は、全事業所のうち「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

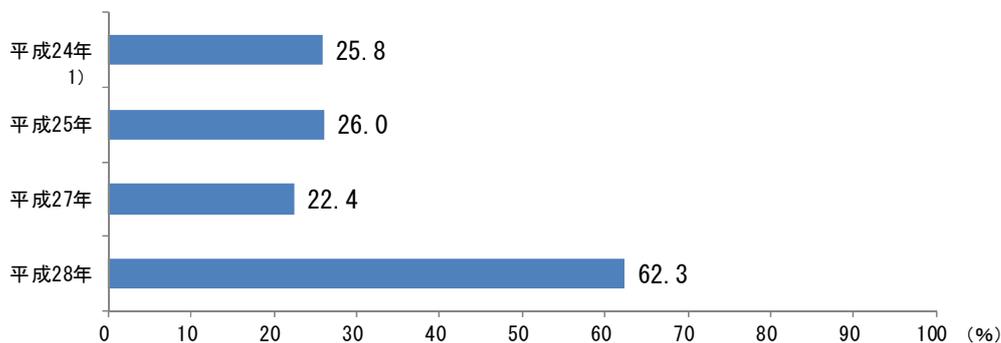
第 1 図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移
(事業所計=100%)



注:1)平成 23 年は労働災害防止対策等重点調査の結果による。
2)平成 24 年は労働者健康状況調査の結果による。

第3図 労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所割合の推移

(メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

また、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所のうち、事業所等が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所の割合は33.6%となっている。

面談等を実施した労働者の割合階級をみると、「5%未満」が79.9%と最も多く、次いで「80%以上100%まで」が9.2%となっている。(第8表)

面談等の実施者又は実施機関をみると、「産業医」が61.9%と最も多く、次いで「健康診断機関」が15.7%となっている(第9表)。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合

(単位:%)

区分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 ¹⁾	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した	面談等を実施した労働者の割合階級										不明
			80%以上100%まで	60%以上80%未満	40%以上60%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	5%以上10%未満	5%未満	医師等の専門家による面談等を実施していない		
平成28年 (事業所規模)	[62.3]	100.0	33.6 (100.0)	(9.2)	(2.3)	(0.5)	(0.3)	(0.7)	(2.4)	(4.6)	(79.9)	55.7	10.7
1,000人以上	[95.7]	100.0	75.2 (100.0)	(2.5)	(1.5)	(1.6)	(-)	(0.2)	(4.4)	(5.1)	(84.5)	13.2	11.6
500～999人	[93.4]	100.0	59.5 (100.0)	(6.3)	(0.1)	(2.4)	(0.4)	(0.5)	(3.2)	(7.6)	(79.5)	28.2	12.3
300～499人	[96.5]	100.0	53.7 (100.0)	(5.6)	(0.4)	(0.7)	(-)	(0.0)	(4.9)	(3.4)	(85.0)	34.8	11.5
100～299人	[91.0]	100.0	47.3 (100.0)	(3.7)	(1.5)	(0.6)	(0.8)	(0.5)	(2.5)	(4.2)	(86.2)	39.4	13.3
50～99人	[83.9]	100.0	34.8 (100.0)	(4.4)	(1.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.6)	(5.3)	(88.3)	50.0	15.2
30～49人	[52.8]	100.0	35.8 (100.0)	(9.1)	(1.9)	(0.2)	(0.1)	(0.4)	(8.5)	(6.8)	(73.2)	52.6	11.6
10～29人	[54.8]	100.0	28.1 (100.0)	(13.9)	(3.5)	(0.7)	(0.1)	(1.3)	(1.0)	(3.6)	(75.7)	63.7	8.2
平成27年	[22.4]	100.0	47.1 (100.0)	(23.4)	(2.2)	(9.0)	(0.2)	(5.4)	(5.2)	(7.8)	(46.9)	50.9	2.0

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

第9表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所計 ¹⁾	面談等の実施者又は実施機関(複数回答)								不明
		産業医	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師	衛生管理者・衛生推進者等	地域産業保健センター(地域窓口)	健康診断機関	その他の機関		
平成28年 (事業所規模)	[33.6]	100.0	61.9	12.7	4.8	2.2	2.9	15.7	5.7	4.5
1,000人以上	[75.2]	100.0	94.1	8.2	18.2	0.5	0.3	0.7	4.2	-
500～999人	[59.5]	100.0	85.8	14.6	13.8	2.9	-	0.2	4.5	0.6
300～499人	[53.7]	100.0	87.0	12.8	12.1	0.2	0.3	1.1	4.3	0.7
100～299人	[47.3]	100.0	84.5	11.7	5.3	1.7	1.4	3.2	3.9	1.5
50～99人	[34.8]	100.0	82.0	10.9	4.4	2.0	1.2	4.6	2.5	2.1
30～49人	[35.8]	100.0	58.3	16.0	4.2	4.0	1.3	18.3	8.4	1.0
10～29人	[28.1]	100.0	42.5	12.9	3.6	2.0	5.0	26.2	7.1	8.2
平成27年	[47.1]	100.0	49.8	15.4	14.2	2.8	5.7	26.4	5.8	2.2

注:1) []は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

さらに、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は43.8%であり、このうち結果を活用した事業所の割合は69.2%となっている。

活用内容(複数回答)をみると、「衛生委員会等での審議」が46.2%と最も多くなっている。(第10表)

第10表 ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 ¹⁾	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所	活用内容(複数回答)						結果を特に活用していない	不明	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施していない	不明		
			結果を活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	管理監督者向け研修の実施	衛生委員会等での審議	その他						
平成28年 (事業所規模)	[62.3]	100.0	43.8 (100.0)	(69.2)	<100.0>	< 21.3>	< 19.8>	< 17.3>	< 46.2>	< 33.4>	(28.1)	(2.7)	47.0	9.2
1,000人以上	[95.7]	100.0	64.3 (100.0)	(88.6)	<100.0>	< 18.5>	< 17.6>	< 32.5>	< 48.5>	< 41.2>	(7.3)	(4.1)	27.9	7.8
500～999人	[93.4]	100.0	58.4 (100.0)	(77.0)	<100.0>	< 12.9>	< 15.6>	< 23.1>	< 56.7>	< 34.6>	(21.2)	(1.7)	32.6	9.0
300～499人	[96.5]	100.0	61.5 (100.0)	(83.9)	<100.0>	< 8.1>	< 11.3>	< 22.9>	< 58.8>	< 31.0>	(14.8)	(1.3)	29.7	8.8
100～299人	[91.0]	100.0	56.6 (100.0)	(69.9)	<100.0>	< 16.4>	< 18.9>	< 15.0>	< 50.7>	< 28.7>	(26.8)	(3.3)	31.5	12.0
50～99人	[83.9]	100.0	45.8 (100.0)	(72.4)	<100.0>	< 13.7>	< 12.0>	< 14.5>	< 62.2>	< 29.3>	(21.8)	(5.8)	42.0	12.1
30～49人	[52.8]	100.0	44.5 (100.0)	(74.2)	<100.0>	< 25.6>	< 30.2>	< 24.3>	< 30.5>	< 43.4>	(23.6)	(2.2)	46.5	9.0
10～29人	[54.8]	100.0	39.1 (100.0)	(64.9)	<100.0>	< 26.5>	< 21.2>	< 16.1>	< 41.0>	< 33.6>	(33.7)	(1.4)	53.2	7.7
平成27年	[22.4]	100.0	40.4 (100.0)	(84.8)	<100.0>	< 33.4>	< 40.6>	< 30.3>	< 27.7>	< 24.9>	(12.8)	(2.4)	46.8	12.7

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

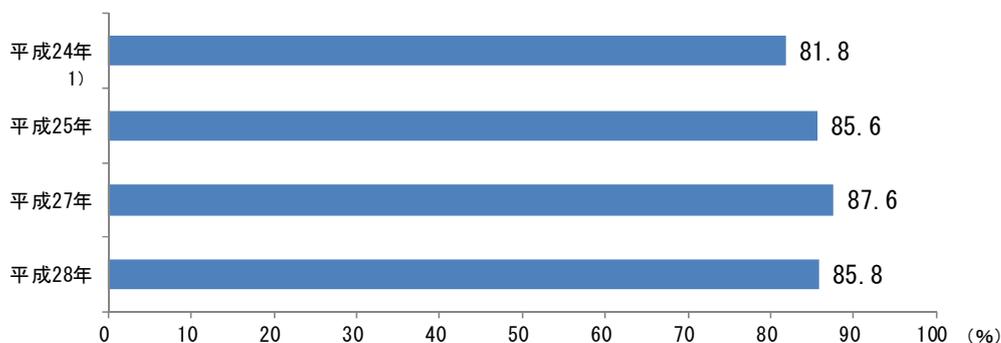
4 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85.8%[平成27年調査87.6%]となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が98.4%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が96.9%、「複合サービス事業」が96.2%となっている。

禁煙・分煙の状況をみると、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が39.3%[同38.1%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が22.9%[同25.9%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が14.0%[同15.2%]となっている。(第4図、第11表)

第4図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移
(事業所計=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

また、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所のうち、禁煙・分煙以外の取組をしている事業所の割合は44.3%[同 45.2%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している」が48.1%[同 47.6%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している」が25.6%[同 29.5%]となっている。(第12表、付表5)

第12表 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区 分	受動喫煙防止対策 に取り組んでいる 事業所計 ¹⁾	禁煙・分煙	禁煙・分煙	不明	
		以外の取組 をしている	以外の取組 をしていない		
平成28年 (事業所規模)	[85.8]	100.0	44.3	39.5	16.2
1,000人以上	[99.4]	100.0	79.8	12.4	7.8
500～999人	[98.1]	100.0	75.5	15.2	9.3
300～499人	[93.7]	100.0	67.1	22.7	10.2
100～299人	[96.9]	100.0	64.1	22.3	13.5
50～99人	[94.0]	100.0	57.1	30.4	12.5
30～49人	[90.5]	100.0	48.1	36.0	16.0
10～29人	[83.0]	100.0	39.5	43.4	17.1
平成27年	[87.6]	100.0	45.2	41.0	13.8

(単位:%)

区 分	禁煙・分煙以外の取組をしている事業所計 ²⁾	禁煙・分煙以外の取組内容(複数回答)									
		喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している	方／立喫煙可能区域において、一定以上の換気(粉じん濃度0・15立mg)	定期的なメンテナンスしている	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を定期的に測定している	参加定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会を実施している	喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している	喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施している	左記以外で何らかの対策を実施している	
平成28年 (事業所規模)	< 44.3 >	100.0	48.1	25.6	7.6	21.5	2.4	2.5	18.0	18.6	10.0
1,000人以上	< 79.8 >	100.0	51.6	49.2	29.8	48.4	20.5	18.3	51.5	27.1	13.0
500～999人	< 75.5 >	100.0	44.6	43.2	18.4	44.4	11.9	11.7	34.7	23.0	9.1
300～499人	< 67.1 >	100.0	44.6	37.4	16.0	36.4	6.7	8.6	36.9	19.4	9.3
100～299人	< 64.1 >	100.0	50.1	33.4	11.1	32.8	4.3	6.0	21.6	22.4	7.2
50～99人	< 57.1 >	100.0	52.5	30.8	6.4	28.5	5.0	3.0	15.9	19.5	9.6
30～49人	< 48.1 >	100.0	49.4	20.5	7.7	19.1	2.0	2.2	19.3	17.4	12.0
10～29人	< 39.5 >	100.0	46.7	24.2	7.0	18.4	1.4	1.7	16.9	18.1	9.8
平成27年	< 45.2 >	100.0	47.6	29.5	7.4	21.1	2.5	3.0	18.3	19.0	9.8

注:1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) < >は、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」のうち「禁煙・分煙以外の取組をしている事業所」の割合である。

職場での受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は 41.8%[同 38.7%] となっている。

問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が 33.6%[同 30.6%] と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が 29.7%[同 30.6%] となっている。(第 13 表、付表6)

第 13 表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

区 分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明
			がす受 得ら喫 れ煙煙 者防 ない止 の理に 解対	でこ喫 ある防 この煙 と室 と漏 がから 完た 全を 難た 全ば	あさ顧 るせ客 るにに の喫 の煙 がを 困を 難や やめ	ペナ喫 ーし煙 スを室 が設 なや る喫 る煙 ス コ ー	のナ喫 資し煙 金を室 が設 なや る喫 る煙 た コ ー	なな施 い設 備上 を煙の 設置室 に制 でき約 きよ	わへ受 から動 ら取 ない煙 組防 止 方 策	感取 じり な組 いむ 必 要 性 を	その他			
平成28年 (事業所規模)	100.0	41.8	(100.0)	(22.6)	(29.7)	(33.6)	(24.3)	(12.5)	(10.7)	(2.9)	(5.4)	(6.1)	54.4	3.8
1,000人以上	100.0	54.7	(100.0)	(39.6)	(50.9)	(24.1)	(12.8)	(7.3)	(4.9)	(-)	(0.5)	(8.0)	45.1	0.3
500～999人	100.0	52.3	(100.0)	(37.0)	(44.7)	(26.2)	(9.9)	(4.1)	(4.3)	(1.1)	(0.1)	(7.4)	45.2	2.6
300～499人	100.0	47.7	(100.0)	(32.5)	(54.7)	(25.6)	(10.8)	(9.0)	(4.4)	(0.5)	(2.8)	(7.7)	51.0	1.3
100～299人	100.0	49.1	(100.0)	(28.8)	(46.2)	(33.6)	(13.9)	(8.3)	(5.3)	(2.7)	(2.8)	(4.9)	47.8	3.0
50～99人	100.0	45.5	(100.0)	(28.6)	(37.1)	(31.9)	(24.9)	(6.5)	(9.7)	(2.1)	(4.4)	(4.2)	51.3	3.2
30～49人	100.0	42.8	(100.0)	(21.2)	(31.1)	(36.5)	(25.6)	(13.1)	(9.9)	(3.1)	(4.6)	(6.5)	53.1	4.2
10～29人	100.0	40.5	(100.0)	(21.3)	(26.6)	(33.4)	(25.1)	(13.8)	(11.6)	(3.1)	(5.9)	(6.3)	55.6	3.9
平成27年	100.0	38.7	(100.0)	(25.4)	(30.6)	(30.6)	(20.1)	(12.4)	(10.0)	(2.6)	(4.6)	(5.7)	57.4	3.9

5 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成 28 年7月1日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は 6.6%[平成 27 年調査 7.2%]となっている。

時間外・休日労働時間階級をみると、「45 時間超 80 時間以下」は 5.8%[同 6.1%]、「80 時間超 100 時間以下」は 0.6%[同 0.8%]、「100 時間超」は 0.3%[同 0.3%]となっている。(第 14 表)

第 14 表 7月1日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

区 分	45時間超計	時間外・休日労働時間階級		
		45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
平成28年 (事業所規模)	6.6	5.8	0.6	0.3
1,000人以上	6.3	5.8	0.4	0.2
500～999人	5.9	5.3	0.5	0.1
300～499人	5.9	5.0	0.5	0.3
100～299人	7.2	6.3	0.5	0.3
50～99人	7.8	6.8	0.7	0.3
30～49人	6.1	5.2	0.6	0.3
10～29人	6.3	5.3	0.7	0.3
平成27年	7.2	6.1	0.8	0.3

注:受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

平成28年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者がいる事業所について、医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所の割合は「45時間超80時間以下」が4.9%[同4.9%]、「80時間超100時間以下」が13.3%[同15.2%]、「100時間超」が27.0%[同19.7%]となっている。このうち医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45時間超80時間以下」が45.9%[同58.4%]、「80時間超100時間以下」が60.0%[同76.8%]、「100時間超」が68.3%[同81.3%]となっている。(第15表)

第15表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	45時間超80時間以下				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[4.9]	100.0	45.9	14.8	30.3
1,000人以上	[28.1]	100.0	78.1	20.3	1.5
500～999人	[21.2]	100.0	69.3	16.8	9.2
300～499人	[20.6]	100.0	59.6	24.2	13.2
100～299人	[6.0]	100.0	67.0	17.6	6.0
50～99人	[6.9]	100.0	65.6	12.2	22.3
30～49人	[5.1]	100.0	20.9	33.0	46.1
10～29人	[3.0]	100.0	30.2	3.1	45.4
平成27年	[4.9]	100.0	58.4	10.2	17.8

(単位:%)

区 分	80時間超100時間以下				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[13.3]	100.0	60.0	22.1	17.4
1,000人以上	[52.8]	100.0	83.3	15.5	1.2
500～999人	[46.6]	100.0	78.4	13.2	4.6
300～499人	[42.0]	100.0	83.2	12.8	4.0
100～299人	[15.2]	100.0	77.4	20.9	0.6
50～99人	[7.0]	100.0*	19.6*	40.1*	40.3*
30～49人	[10.4]	100.0	97.7	-	2.3
10～29人	[10.8]	100.0	39.8	29.3	30.9
平成27年	[15.2]	100.0	76.8	12.0	10.7

(単位:%)

区 分	100時間超				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[27.0]	100.0	68.3	16.6	15.0
1,000人以上	[67.9]	100.0	86.7	9.2	3.2
500～999人	[70.4]	100.0	75.6	16.6	7.9
300～499人	[43.5]	100.0	92.0	6.9	-
100～299人	[32.2]	100.0	87.1	1.6	11.3
50～99人	[37.2]	100.0	64.7	10.6	24.7
30～49人	[22.2]	100.0*	54.4*	-*	45.6*
10～29人	[18.0]	100.0*	57.5*	39.2*	3.2*
平成27年	[19.7]	100.0	81.3	8.7	9.6

注:1)「医師による面接指導の申し出があった事業所計」には医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

2) []は、「当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」のうち、「医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所」の割合である。

6 高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項

高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は55.7%[平成25年調査64.6%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「作業前に、体調不良等の異常がないか確認している」が41.6%[同33.1%]と最も多く、次いで「時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている」が38.0%[同39.0%]となっている。(第16表)

第16表 高齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	55.7	40.4	3.9
1,000人以上	100.0	63.6	34.0	2.4
500～999人	100.0	65.0	31.6	3.5
300～499人	100.0	65.0	34.9	0.1
100～299人	100.0	69.1	28.9	2.0
50～99人	100.0	64.2	34.7	1.1
30～49人	100.0	63.2	32.9	3.9
10～29人	100.0	52.1	43.5	4.4
平成25年	100.0	64.6	32.6	2.8

(単位:%)

区分	取組内容(複数回答) ²⁾	取組内容(複数回答) ²⁾													
		時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更を行っている	定期的な体力測定を実施し、その結果から、本人自身の身体的変化を本人に認識させている	定期的な身体機能の低下の防止のための活動(ウォーキングなど)	医師による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている						
平成28年 (事業所規模)	[55.7]	100.0	38.0	12.8	5.2	6.3	5.5	41.6	25.1	31.9	11.2	21.6	21.2	12.0	8.2
1,000人以上	[63.6]	100.0	17.5	20.1	16.1	21.5	22.6	43.5	45.0	53.6	30.3	22.4	18.7	8.8	4.9
500～999人	[65.0]	100.0	26.3	21.5	5.6	17.8	16.4	34.3	35.4	53.1	31.1	18.4	19.5	12.6	3.6
300～499人	[65.0]	100.0	35.3	17.6	4.8	14.7	14.4	41.8	36.7	44.4	26.8	24.8	21.4	9.6	8.1
100～299人	[69.1]	100.0	28.9	22.8	6.4	11.9	10.1	39.7	29.2	36.6	19.5	18.7	18.0	10.4	7.8
50～99人	[64.2]	100.0	29.1	18.9	5.3	8.3	8.5	38.8	34.7	38.1	14.1	16.6	16.6	8.6	6.2
30～49人	[63.2]	100.0	42.3	12.9	5.8	8.0	5.4	46.1	24.5	32.3	12.3	27.6	22.5	11.5	8.4
10～29人	[52.1]	100.0	39.4	10.8	4.8	4.9	4.4	41.2	23.1	30.0	9.3	21.2	21.9	12.8	8.5
平成25年	[64.6]	100.0	39.0	11.8	6.4	5.8	9.6	33.1	27.7	31.2	9.4	18.9	19.7	8.8	8.4

注:1) []は、全事業所のうち「高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

7 熱中症予防対策に関する事項

屋外作業がある事業所のうち、熱中症予防対策に取り組んでいる事業所の割合は81.0%[平成25年調査77.0%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている」が60.0%[同54.4%]と最も多く、次いで「涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている」が49.9%[同49.0%]となっている。(第17表、付表7)

第17表 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

区分	屋外作業がある事業所計	熱中症予防対策に取り組んでいる	熱中症予防対策に取り組んでいない	不明
平成28年	100.0	81.0	11.3	7.7
(事業所規模)				
1,000人以上	100.0	87.6	2.6	9.8
500～999人	100.0	78.5	6.0	15.5
300～499人	100.0	88.9	7.2	3.9
100～299人	100.0	86.3	4.5	9.1
50～99人	100.0	85.2	1.8	13.0
30～49人	100.0	82.0	8.6	9.4
10～29人	100.0	79.8	13.6	6.5
平成25年	100.0	77.0	11.4	11.5

(単位:%)

区分	熱中症予防対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	取組内容(複数回答) ²⁾										
		移屋間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる(へ)時間より短く設定し、熱中症の発生に備える(へ)日かけて徐々に通常の作業時間に戻すように取組を数回	作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている	涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている	クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている	朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している	作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	高血圧症などの有疾患者や健康診断の有見者に対し作業場所・時間を配慮している	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	その他	
平成28年	[81.0]	100.0	20.1	8.9	35.7	49.9	19.7	43.3	44.5	9.9	60.0	9.0
(事業所規模)												
1,000人以上	[87.6]	100.0	26.1	11.9	45.0	59.8	30.4	73.0	65.0	27.5	81.6	9.8
500～999人	[78.5]	100.0	18.3	12.4	38.8	60.9	24.0	63.2	58.8	16.0	80.8	12.8
300～499人	[88.9]	100.0	12.9	5.8	39.6	54.9	25.6	50.4	53.6	11.8	84.1	7.0
100～299人	[86.3]	100.0	16.9	3.7	39.8	54.1	20.7	50.4	43.1	9.0	67.7	14.4
50～99人	[85.2]	100.0	14.2	7.9	29.9	49.4	23.3	42.7	46.7	11.8	70.1	12.9
30～49人	[82.0]	100.0	21.2	6.6	34.8	48.9	19.5	47.7	44.1	12.4	66.9	11.9
10～29人	[79.8]	100.0	21.0	9.9	36.3	49.7	19.1	41.6	44.1	9.1	56.1	7.4
平成25年	[77.0]	100.0	18.1	2.2	33.2	49.0	16.6	39.2	39.9	7.8	54.4	23.5

注:1) []は、「屋外作業がある事業所」のうち「熱中症予防対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

(1) 有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務(以下「有害業務」という。)がある事業所の割合は9.5%となっている。

有害業務の種類(複数回答)をみると、「有機溶剤業務」が5.0%と最も多く、次いで「粉じん作業」が3.9%となっている。(第18表)

第18表 有害業務の種類別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	有害業務の種類 (複数回答)						
		右記の有害業務がある	鉛業務	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
平成28年 (産業)	100.0	9.5	0.3	5.0	2.7	0.5	1.9	3.9
農業、林業(林業に限る。)	100.0	1.0	0.6	0.3	-	-	-	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	61.3	0.7	4.4	1.8	0.4	0.2	57.7
建設業	100.0	15.9	0.2	6.8	2.0	2.9	1.7	9.7
製造業	100.0	37.5	2.2	23.4	11.6	0.7	1.6	20.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.0	-	8.7	11.6	0.4	4.7	1.2
情報通信業	100.0	1.4	-	0.9	0.4	-	0.5	0.4
運輸業、郵便業	100.0	4.2	0.0	1.6	1.3	0.7	0.0	1.9
卸売業、小売業	100.0	2.3	0.0	1.7	0.5	0.3	0.1	0.3
金融業、保険業	100.0	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	4.1	-	2.7	0.6	0.5	-	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.4	0.2	8.4	6.0	0.7	6.4	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	-	0.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.4	-	1.3	0.7	0.0	0.3	0.0
教育、学習支援業	100.0	2.8	0.1	1.3	1.9	0.0	1.9	0.1
医療、福祉	100.0	9.8	0.0	0.6	1.6	0.0	9.3	0.0
複合サービス事業	100.0	1.0	-	0.8	-	-	0.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.0	0.5	8.3	5.1	0.9	1.7	4.1

(2) 特殊健康診断の実施状況

有害業務がある事業所のうち、過去1年間に特殊健康診断を実施した事業所の割合を有害業務の種類別にみると、「鉛業務」が86.7%と最も高く、次いで「放射線業務」が86.3%となっている(第19表)。

第19表 有害業務の種類別過去1年間に実施した特殊健康診断の実施の有無、特殊健康診断の受診率及び有所見率

<平成28年>

(単位:%)

有害業務の種類	有害業務がある事業所計 ¹⁾	特殊健康診断実施の有無			特殊健康診断	
		特殊健康診断実施有	特殊健康診断実施無	不明	受診率 ²⁾	有所見率 ²⁾
鉛業務	[0.3] 100.0	86.7	5.0	8.3	97.7	1.2
有機溶剤業務	[5.0] 100.0	78.9	16.2	4.9	98.1	4.8
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[2.7] 100.0	81.2	14.3	4.5	99.0	2.6
石綿等を取り扱う業務	[0.5] 100.0	67.6	27.0	5.4	89.1	0.8
放射線業務	[1.9] 100.0	86.3	11.6	2.1	98.1	5.6

注:1) []は、全事業所のうち当該「有害業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所の延受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{延有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

(3) じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、現在あるいは過去に粉じん作業に従事したじん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所の割合は 83.8%となっている。

じん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、「3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 78.9%、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 24.0%、「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)」が 7.6%となっている。(第 20 表)

第 20 表 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位:%)

年	じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所計 ¹⁾	じん肺健康診断区分 ²⁾ (複数回答)					
		3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる		1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる		就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)	
		実施率 ^{3) 4)}		実施率 ^{3) 5)}		実施率 ^{3) 5)}	
平成 28 年	[83.8] 100.0	78.9 (100.0)	(97.7)	24.0 (100.0)	(98.4)	7.6 (100.0)	(94.1)

- 注: 1) []は、「粉じん作業のある事業所」のうち「じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所」の割合である。
 2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
 3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率(\%)} = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}} \times 100$$

- 4) 過去3年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。
 5) 過去1年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

じん肺健康診断受診率をじん肺健康診断区分別にみると、過去3年間(平成 25 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までの期間。以下同じ。)に実施した「3年に1回のじん肺定期健康診断」が 94.9%、過去1年間に実施した「1年に1回のじん肺定期健康診断」が 96.1%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断(過去1年間)」が 96.6%となっている(第 21 表)。

第 21 表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

<平成 28 年>

(単位:%)

じん肺健康診断区分	受診率 ¹⁾	有所見率
		¹⁾
3年に1回のじん肺定期健康診断 ²⁾	94.9	0.9
1年に1回のじん肺定期健康診断 ³⁾	96.1	3.2
就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断 ³⁾	96.6	0.6

- 注: じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
 1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率(\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率(\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

- 2) 過去3年間に実施したじん肺健康診断により算出した。
 3) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

9 GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項

(1) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は1.4%となっている。

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、製造又は譲渡・提供する際にすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が61.3%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)」が46.0%となっている。(第22表)

第22表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}		表示状況			
			すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・提供先 から求めがあ れば表示をし ている	全く表示を していない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[1.4]	100.0	61.3	9.7	4.0	3.6
労働安全衛生法第57条には該当しないが、 危険有害性がある化学物質	[1.4]	100.0	46.0	16.2	6.9	7.5

注:1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を使用している事業所の割合は6.5%となっている。

化学物質を使用している事業所について、使用するすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルが表示されている事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が53.5%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が45.1%となっている。(第23表)

第23表 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}		表示状況			
			すべて表示 されている	一部表示さ れている	譲渡・提供 元に対し求 めた場合に は表示され ている	全く表示さ れていない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[6.5]	100.0	53.5	10.1	2.4	2.2
労働安全衛生法第57条には該当しないが、 危険有害性がある化学物質	[6.5]	100.0	45.1	14.9	6.8	3.0

注:1) 「化学物質を使用している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、製造又は譲渡・提供する際に安全データシート(SDS)をすべて交付している事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する」が 49.1%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 40.9%となっている(第 24 表)。

第 24 表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成 28 年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}	すべての製品に交付している(※過去に交付済みの製品を含む)	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[1.4] 100.0	49.1	2.8	27.4	2.6
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[1.4] 100.0	40.9	3.3	29.2	5.8

注: 1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(4) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)がすべて交付されている事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する」が 54.5%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 45.6%となっている(第 25 表)。

第 25 表 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成 28 年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}	すべて交付されている(※過去に交付済みの製品を含む)	一部交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合は交付されている	全く交付されていない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[6.5] 100.0	54.5	7.0	8.5	4.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[6.5] 100.0	45.6	15.3	13.3	3.8

注: 1) 「化学物質を使用している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所計」の割合である。